

知っていますか？ 成年後見制度

成年後見制度は、さまざまな契約や手続きを行う時に、認知症、知的障害または精神障害などで一人で決めることに不安がある人を支援する制度です。

こんなことで困っていませんか？

- お金の管理がしっかりとできない
- 1人で福祉サービスの手続きができない
- 財産管理が心配
- 頼れる家族がおらず、将来誰に頼ればいいのか心配

主な支援の種類

財産管理

預貯金や不動産などの管理、遺産分割などの財産に関する契約などを支援します。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入所・退所の手続きなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

益城町成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者のうち、身寄りがない、または親族の協力が得られない場合など、後見等開始の審判の申し立てができない人について、町長が代わって申し立てを行います。

また、後見人などが選任された後の報酬の支払いが困難な人に対して、助成を行っています。

町ホームページにも掲載しています。詳しくはこちら →



2つの後見制度

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。それぞれの制度の詳細については、下表をご覧ください。なお、各制度を利用するためには申し立てが必要です。

	任意後見制度	法定後見制度
申し立てをする時期	将来に備えて、支援者(=任意後見人となる人)や支援内容を決めておきたいとき	本人の判断能力が不十分になったとき
申し立てができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見人となる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長など
申し立て先(①→②の順序で申し立てが必要)	①本人が十分な判断能力を有するとき 本人と任意後見人となる人が公証役場で支援内容などの契約を交わす ②本人の判断能力が低下したとき 家庭裁判所に申し立てをする	家庭裁判所に申し立てをする
成年後見人などを選ぶ人	本人	家庭裁判所
その他	家庭裁判所が選んだ任意後見監督人が支援状況を監督する	本人の判断能力の程度によって、補助・保佐・後見という種類がある

※詳しくは、成年後見制度利用促進ポータルサイト(厚生労働省)をご覧ください。 <https://guardianship.mhlw.go.jp>

相談窓口

高齢者

福祉課 包括支援係 ☎ 234 - 6113

東部圏域地域包括支援センター(担当校区:木山、福田、津森)

☎ 289 - 0099

西部圏域地域包括支援センター(担当校区:飯野、広安、広安西)

☎ 285 - 4822

障がい者

福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

相談支援事業所 アントニオ(益城町) ☎ 286 - 3769

相談支援センター かけはし(甲佐町) ☎ 234 - 9088